

15 農振第 1219 号
国 都 計 第 44 号
平成 15 年 8 月 28 日
最終改正 令和 5 年 12 月 31 日

都道府県知事あて
政令市長あて

農林水産省農村振興局長
国土交通省都市・地域整備局長

集落地域整備法の運用について

集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）について、従来の運用を見直し、同法の一層の活用を促進するため、同法の運用に関する技術的助言を別紙のとおりお示しする。

各地方公共団体におかれては、今後、同法に基づく各制度について、本助言を参考にしつつ、地域の実情に応じたより柔軟な活用を図り、もって同法の積極的な活用を図られることが望ましい。

また、本助言に伴い、「集落地域整備法の運用について」（昭和 63 年 12 月 28 日 63 構改 C 第 719 号・建設省都計発第 144 号 農林水産省構造改善局長・建設省都市局長通知）は廃止する。

以上、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

(別紙)

集落地域整備法の運用について

第1 集落地域

集落地域は、集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画（以下「集落農振整備計画」という。）が策定され、これらの計画に基づく各種施策が講じられることになることから、地域の特性、農地の転用状況、建築活動の状況、農用地及び農業用施設等の整備状況、公共施設の整備状況、地元の意向等を勘案して、これら各種施策が講じられることが適当であると認められる地域について、市町村の自発性を尊重しつつ、都道府県知事の判断により選定することが望ましい。

なお、土地改良事業や土地区画整理事業等の面的な整備事業の実施を予定する地域のみならず、集落地区計画や農用地の保全及び利用に関する協定等の土地利用調整に有効な制度を活用することにより、良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが適当であると認められる地域についても、積極的に集落地域として選定することが望ましい。

第2 集落地域整備基本方針

1 集落地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、おおむね10年を見通して、集落地域について、良好な営農条件及び居住環境の確保が図られるよう定めることが望ましい。

2 基本方針は、法第4条第2項に規定する集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるとともに、おおむね同項各号について、当該都道府県における集落地域の整備又は保全について基本的な指針となるものとして都道府県全体に係る基本的な事項を定めることとする。また、具体的に本法による措置を講ずべき集落地域の整備又は保全の方針として個別の集落地域に係る基本的な事項を定めることが望ましい。

この場合、都道府県知事は、都道府県全体に係る事項について、必要に応じ都道府県内の区域を区分して定めることも考えられ、また、個別の集落地域に係る事項について、おおむね10年を見通して法第3条各号に規定する要件を満たす集落地域として本法による措置を講じることが適当であると認められる地域を計画的に選定して、それぞれの地域についてその整備又は保全の方針を概略的に定めることが望ましい。

なお、本法による措置を講じることが適当である集落地域を選定する場合には、次に掲げる点に留意することが望ましい。

① 法第3条の「集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域」とは、地形・地物等の状況、行政区分、日常生活圏の状況、営農に係る集落組織、権利関係等自然的経済的社会的諸条件からみて、一定のまとまりのある地域と解すべきであること。

この場合、地域の実情に応じて数集落を含めて一の集落地域とすることも考えられること

② 集落地域には、主たる産業が水産業であると認められる集落を原則として含まないこと。また、法第3条各号に掲げる要件については、次のように解することが望ましい。

① 法第3条第1号の「当該地域の土地利用の状況等からみて、営農条件及び居住環境の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地域」とは、立地条件、人口動向、農地転用、開発・建築行為の動向、交通の利便性、農用地及び農業用施設等の整備状況・計画、公共施設の整備状況・計画等からみて、例えば、ほ場条件の悪化、農業用排水路の機能の低下等営農条件の確保に支障が、また、日照、通風等相隣環境の悪化等居住環境の確保に支障がそれぞれ生じ、又は生じるおそれがあると認められる地域であること。

② 同条第2号の「当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、調和のとれた農業の生産条件の整備と都市環境の整備とを図り、及び適正な土地利用を図る必要があると認められる地域」とは、地形、集落の位置及び形態、農業等の生産動向、混住化の進展状況、住民の生活様式、農用地及び農業用施設等並びに公共施設の整備状況等自然的経済的社会的諸条件を考慮して、必ずしも、面的な整備事業の実施を前提とするものではないが、当該地域において農用地及び農業用施設等の農業の生産条件の整備と道路、公園、下水道等の公共施設の整備等の都市環境の整備とを調和を保ちつつ推進すること及び農業的土地利用と都市的土地利用とが

調和した適正な土地利用を図ることが必要であると認められる地域であること。

ただし、おおむね 10 年以内に市街化区域に編入されることが確実と見込まれる地域はこの要件には該当しないものとすべきである。

- ③ 同条第 3 号の「相当規模の農用地」とは、都道府県知事が地域の自然的社会的条件を考慮し、実効性のある農業の生産条件の整備及び農業的土地利用と都市的土地利用とが調和した適正な土地利用を図る上で必要があると判断する面積以上の農用地とすること。
- ④ 同条第 4 号の「相当数の住居等」とは、例えば、都道府県知事が当該都道府県の市街化調整区域等に係る集落の平均規模を勘案して判断する戸数以上の住居等とすること。

3 基本方針に定める事項

(1) 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

ア 都道府県全体に係る事項としては、地域の自然的社会的経済的諸条件を考慮して、本法を適用すべき地域の要件等を定めることが望ましい。

イ 個別の集落地域に係る事項は、当該地域の位置及びおおむねの区域が明らかになるよう町名又は字名で概略的に表示することが望ましい。

(2) 集落地域の整備又は保全の目標

調和のとれた農業の生産条件の整備と都市環境の整備を図り、及び適正な土地利用を図るため、集落地域の整備の基本的な考え方が明らかになるよう、集落地域の振興等基本的な狙い、良好な居住環境と調和した営農条件の確保、農用地及び農業用施設等と公共施設の調和のとれた整備、良好な営農条件と調和した安全で快適な居住環境の形成、良好な集落景観の保持・形成、樹林地等の保全等の目標を示すことが望ましい。

(3) 集落地域における土地利用に関する基本的事項

集落地域における調和のとれた農業的土地利用と都市的土地利用との区分についての基本的考え方を定め、農業的土地利用及び農業的整備について定める集落農振整備計画の区域と都市的土地利用及び都市的整備について定める集落地区計画の区域とが調和のとれた形で設定されるよう、調和のとれた農用地と宅地の区分の考え方、農業的土地利用の方向付けを踏まえた農用地の団地性・集団性の確保の考え方等を定めることが望ましい。また、必要に応じ、宅地としての土地利用の方向付けを踏まえた新規宅地の面積の最高限度及び配置方針を定めることが考えられる。

(4) 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げるものを対象として定めることが望ましい。

(5) 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

集落地域における良好な居住環境の整備が図られるよう、集落の特性に応じた道路、公園、下水道等公共施設の整備に関する基本的事項及び建築物等の用途、形態等に関する規制・誘導の考え方等良好な居住環境の整備に関する基本的事項を定めることが望ましい。

(6) その他必要な事項

その他集落地域の実情に応じた内容で、環境の保全に関する事項等当該地域の整備又は保全に関し必要とされる事項を定めることが考えられる。

4 基本方針の策定又は変更にあたっては、次の諸点に留意すべきである。

- (1) 基本方針は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 10 条の規定に基づく土地利用の規制に関する措置その他の措置として、同法第 9 条の土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう定めるものとする。
- (2) 市町村が農村振興基本計画等農村振興に関する基本的な計画を策定している場合において、当該集落地域が当該計画に係る区域内にある場合には、当該計画の内容に十分配慮すること。
- (3) 史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財等の文化財に配慮すること。

- (4) 法第4条第2項第3号及び第7条第2項第2号には、廃棄物処理施設、厚生省所管の事業に係る社会福祉事業に係る施設、保健衛生施設、医療施設等を含まないこと。
- また、法第4条第2項第3号に掲げる事項に、一般廃棄物の処理に関連を有する事項を定めようとする場合には、一般廃棄物の処理に関する事項が市町村の事務であることについて十分留意して策定するとともに、産業廃棄物の処理に関連を有する事項を定めようとする場合には、都道府県の農林水産担当部局は産業廃棄物担当部局と連絡調整を行うこと。
- (5) 法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を定めるに当たっては、生活排水による水質汚濁を防止するため、農業集落排水施設、公共下水道等による適切な汚水の処理に配慮すること。
- (6) 基本方針には、森林の整備及び保全に関する事項、電気通信（放送及び有線放送を含む。）に関する事項、電力供給施設、ガス供給施設及び熱供給施設の用に供される建築物及びその用地に関する事項並びに廃棄物処理施設、水道施設、医療施設等の施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号の農業用施設等の整備に関する事項として定める営農飲雑用水、農業集落排水施設及び農業廃棄物に関する事項を除く。）を定めないこと。
- 5 基本方針に定める事項のうち施設等の整備に係るものについては、都市計画・土木担当部局と農林水産担当部局との調整を了したものを基本方針に定めることが望ましい。
- 6 基本方針を定め又は変更する場合において、都道府県の都市計画・土木担当部局及び農林水産担当部局は、土地対策担当部局、環境担当部局その他関係部局と十分協議、調整を図ることが望ましい。
- 7 法第4条第4項の規定に基づき市町村が意見を述べようとするときは、地域の実情、地元の意向、集落地区計画及び集落農振整備計画の策定の見通し等を踏まえ市町村の農林水産・農林水産関連企業担当部局と都市計画・土木担当部局は事前に十分協議調整を行うことが望ましい。
- 8 法第4条第5項に基づく基本方針の公表は、都道府県の公報に掲載することにより行うことが望ましい。また、集落地域の該当市町村を所管する都道府県の主たる事務所及び従たる事務所において縦覧に供するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行うことが望ましい。
- 9 法第4条第5項に基づく農林水産大臣及び国土交通大臣への報告は、基本方針の写しを両大臣に送付することによっても差し支えないことに留意すべきである。
- 10 基本方針は、自然的経済的社会的諸条件の変化、個別の集落地域に係る事項の追加、新たな事業の実施等により変更の必要があると認められた場合においては、速やかに変更すべきである。

第3 集落地区計画及び集落農振整備計画

- 1 落地区計画及び集落農振整備計画の区域については、おおむね10年を見通して定めることが望ましい。
- 2 集落地区計画及び集落農振整備計画は、基本方針に基づき、一体として併せて定めることが望ましい。ただし、これらの計画において土地区画整理事業や土地改良事業の施行に関する調整に相当程度の期間を要することが見込まれる場合など、これらの事業の施行に係る調整の状況に応じて、これらの計画を定めることが必要な場合には、集落地区計画の区域と集落農振整備計画の区域についておおむねの調整を了した上で、いずれかの計画を先行的に決定することも考えられる。
- 3 集落地区計画及び集落農振整備計画の対象は次のとおりとすべきである。
- (1) 集落地区計画の区域には次の土地を含まないこと。
- ア 農振法第8条第2項第1号の農用地区域
- イ 法第8条第2項第1号に定める協定の対象となる農用地の区域
- (2) 集落農振整備計画の区域は、農業振興地域のうち農用地区域以外の農用地を対象とするものとする。
- ただし、農用地区域以外の農用地と一体的整備を図る上で必要な場合又は農用地の保全及び利用に関する協定を締結すること等により農用地及び農業用施設等の整備を伴わずに農

用地区域以外の農用地と一体的に農用地の保全及び効率的な利用を促進する必要があると判断される場合には、集落地域における農業振興地域のうち農用地区域内にある農用地を対象とすることができる。

- 4 集落農振整備計画の区域と集落地区計画の区域が重複する場合には、当該重複区域においては、集落農振整備計画には農業用施設等に関する事項を定めることが考えられる。
- 5 集落農振整備計画のうち、土地の農業上の効率的な利用に関する事項は、非農業的土地利用を定めるべきではない。
- 6 集落地域の整備に当たり、集落地区整備計画の区域内において土地区画整理事業を施行することが確実と見込まれる場合には、当該事業の施行予定地区内で集落農振整備計画に沿って行われる農林水産省の所管する各種事業と当該土地区画整理事業とは相互に十分調整し、各種事業の円滑な推進を図ることが望ましい。
- 7 集落地区計画又は集落農振整備計画は、自然的経済的社会的諸条件の変化、新たな事業の実施等により、変更の必要が生じた場合には、基本方針及びこれら計画の整合性に留意しつつ、速やかに変更を行うべきである。

第4 指導・推進体制

- 1 都道府県は、基本方針の策定等に関する協議調整を行うため、関連部局からなる協議会の設置等連絡推進体制を確立することが望ましい。
なお、協議会の設置に際して、必要に応じ、関係市町村を含んで行うことも考えられる。
- 2 関係市町村は、必要に応じ、集落代表者、農業委員会、土地改良区、農協等の意見を求めることが望ましい。
- 3 法の適用に当たっては、地元の合意形成を図りつつ推進すべきであり、このため、農業関係者及びその他地域住民からなる組織を形成、活用することが考えられるとともに、本制度の趣旨等について十分な普及活動等を行うことにより地域住民の集落地域の整備に対する自発的な取り組みの気運の醸成に努めるべきである。